新たに事務所等の賃貸をお考えの方へ

事務所等の賃借料を

月　額（上限）**10**万円

最大（24ヶ月）**240**万円

補助します

（審査により最大5者を選定）

事前相談

申請をお考えの方は、申請を行う前に、 必ず事前相談が必要です。
ご訪問いただくか、お電話によりご連絡ください。

募集期間

平成31年(2019年)
4月1日から11月15日まで

所沢市ホームページ

都市型産業等育成補助金（平成31年度）
製造業・都市型産業等を営むため　事務所等を新たに賃借し
５年間 継続して事業を行う事業者の方への賃料補助金

対象となる事業

①製　造　業
②情報通信業
③自然科学研究所
④アニメーション・コンテンツ・ＩＣＴ関連産業など

上記①～④以外の業種でも以下の本社は対象
⑤主として総務・人事等を行う社員６人以上が常駐する本社

補助対象事業者

以下の全ての条件を満たす方
①市内で新たに事務所等を賃借する法人、または、個人
（既に市内の事務所等に入居している方が、事業拡大のために追加で賃借する場合も対象）
②補助対象の事業を、５年以上継続できる方

その他、税の滞納のないこと等の要件がありますので、市が定める要領を参照ください

補助の対象となる経費

事務所等の賃借にかかる賃借料が対象です

ただし、以下の経費は対象外
共益費、管理費、消費税、
敷金、礼金、保証金

補助限度額・交付対象期間

賃借料の実支出額の 10 万円を上限とし、最長 24 か月間 補助金を交付します
※ 実支出額が 10 万円に満たない場合は、実支出額までを限度とします
交付対象期間は、平成 32 年（2020 年）4 月以降の 24 か月間となります

事前相談

申請をお考えの方は、申請を行う前に、必ず、市役所産業振興課へ訪問いただくか、お電話によりご連絡ください。
その際、事業内容や、賃貸予定の物件情報などをお聞きし、相談内容を記録させていただきます。

所沢市　産業経済部　産業振興課
〒359 - 8501
所沢市並木１－１－１（市役所別館）
電話：04 - 2998 - 9157(直通)
FAX：04 - 2998 - 9162
E-mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp